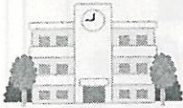




教職員等記章
(平成15年4月導入)



学校から家庭へ、地域から地域へ、そして世代から世代へ。
いろいろな“学び”の姿をお伝えする教育プレス。保護者の皆さんへ教育のあれこれをお知らせします。

ばとん・ぱす

熊本県教育広報誌

熊本県教育委員会



vol.51

熊本県教育庁教育政策課
令和2年(2020年)7月

7月4日(土)からの豪雨の影響で、亡くなられた方々に対して心から御冥福をお祈りします。また、被災された方々に対して心から御見舞いを申し上げます。

県南地域を中心に甚大な被害が出ていますが、学校関係施設や文化財等においても被害が発生しています。県教育委員会としては、児童生徒の学習の保障、心のケアに全力で取り組むとともに、一日も早い学校関係施設及び文化財等の復旧を目指します。

※7月22日現在

1 教育・文化環境の被害状況

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 学校 | 22校 (県立学校7校、市町村立学校15校) |
| (2) 社会教育施設 | 25か所 |
| (3) 文化財(国県指定、国登録等) | 26か所 |
| (4) 教職員住宅 | 2か所 |



県立芦北高校(教室床の反り)

2 学校再開等に向けた対応状況

(1) 学校再開等に向けた職員派遣

- ・ 県立学校 延べ36名
- ・ 教育事務所 延べ6名
- ・ 市町村教育委員会 6名
- ・ 登下校支援 延べ5名
- ・ 学校支援チーム派遣 21名

(2) 鉄道の不通に伴う通学支援

- ・ くま川鉄道 代替バスの運行
- ・ 肥薩おれんじ鉄道 代替バスの運行

(3) 学習の遅れへの対応

- ・ 長期休業期間の短縮
- ・ ICTの活用
- ・ 土曜授業の実施
- ・ 学校行事の精選など

(4) 児童生徒の心のケア

- ・ 球磨、芦北、八代管内の学校に延べ67人のスクールカウンセラーを派遣

(5) 経済的な支援

- ・ 就学支援金(授業料の減免)
- ・ 県育英資金の緊急貸与及び返還猶予など



球磨村立渡小学校(浸水被害)

3 国への要望事項

- (1) 学校等施設・設備の早急な災害復旧や学校再開後の授業の円滑な実施のための教職員等の増員やICT環境の整備などについて特別な財政措置。また、被災した児童生徒の心のケア等に係る支援体制の充実を図るための特段の措置。
- (2) 損壊した文化財等の早期復旧について全面的な支援。

この記事に関する問い合わせ先：教育政策課 096(333)2699

県南地域の復旧に向けて、知事からメッセージが出されましたのでお知らせします。

県民の皆様へ

県南地域を中心に甚大な被害をもたらした豪雨災害は、新型コロナウイルス感染症流行下での初めての大規模災害となりました。

被災された住民の方々の復旧に当たっては、流れ込んだ泥のかき出しが第一歩であり、家の片づけや使用できない家具等の搬出に、多くの人の手が必要です。特に高齢者の方々にとっては、とても過酷な作業となります。

私も現地を見て参りましたが、復旧に当たっては、今後も多くのボランティアの方々の力が必要だと感じています。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域からの受入れに不安を感じている地元の皆様の気持ちを大切に、まずは県民の皆様の御協力をお願いしたいと考えています。

そこで、まずは7月23日（木）から26日（日）までの4連休を利用した被災地支援について、県民の皆様に広く災害支援ボランティアの御協力をお願いします。

また、被災地の復興には、4連休以降も多くの支援が必要となりますので、息の長い御協力を、併せてお願いします。

県民パワーを結集して被災地を支援しましょう。

令和2年（2020年）7月21日
熊本県知事 蒲島郁夫

<ボランティアに関するお知らせ>

- 1 市町村ボランティアセンターに関する情報など、詳しくは「熊本県社会福祉協議会」または「各市町村災害ボランティアセンター」のホームページを御確認ください。
- 2 災害ボランティア車両については、高速道路の無料措置が実施されています。適用を受けるためには、事前に証明書をダウンロードするなど、手続きが必要です。必ず、事前にNEXCO（ネクスコ）西日本のホームページを御確認ください。
- 3 被災地の渋滞緩和のため、可能な限り乗り合わせてお越してください。
- 4 「被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト」（別紙参照）を活用し、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しましょう。

この記事に関する問い合わせ先：教育政策課 096(333)2699

新型コロナウイルス感染症に関する

差別や偏見の未然防止のために

新型コロナウイルス感染症が広がるにつれて、感染した方やその家族、感染した方々の治療に当たる医療従事者などに対する差別や偏見など、様々な人権侵害が発生しています。

このような行為は、決して許されるものではありません。

だれだって、いつだって、感染する可能性があります！

病気に対する不安はだれにでもあります

見えないウイルスへの不安から、感染が広がっている地域の人や、マスクをしていない人、外国から来た人などを嫌悪の対象としてしまうなどの差別や偏見が起こります。

自分のことに置き換えて考えてみましょう

差別や偏見の矛先（ほこさき）が、「もし自分だったら」、「もしうちの子もだったら」と、自分のことに置き換えて考えることが、差別や偏見の未然防止につながります。

是非、御家庭でも話し合ってください。

「不安」を解消するために・・・

私たち大人がSNS等の差別的な言動に同調したり、根拠のない不確かな情報を拡散したりしないようにしましょう。



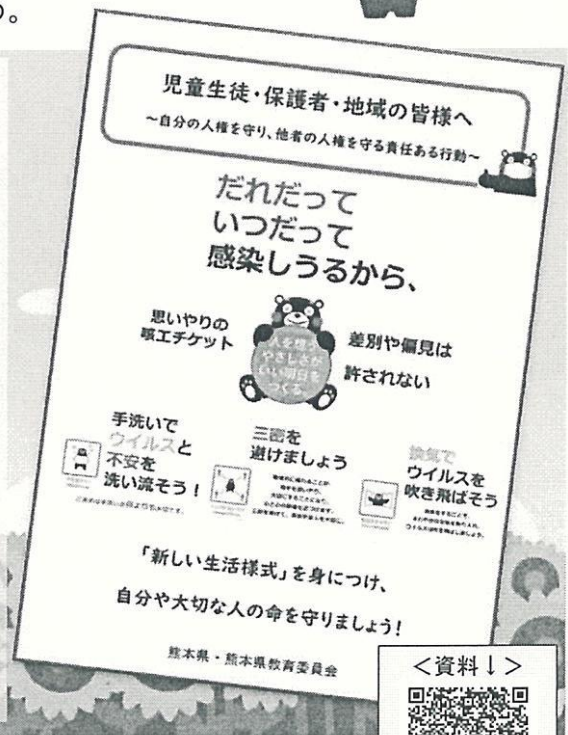
啓発資料を作成しました！

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の未然防止に向けた啓発資料を作成し、県内の学校に送付しています。

- ・ 手洗いでウイルスと不安を洗い流そう！
- ・ 三密を避けましょう！
- ・ 換気でウイルスを吹き飛ばそう！

この三つに加え、「だれだって、いつだって、感染しうるから」、「差別や偏見は許されない」などのメッセージが添えられています。

自分の人権を守り、他者の人権を守る責任ある行動をお願いします。



この記事に関する問い合わせ先：人権同和教育課 096(333)2702

<資料！>



編集・発行：熊本県教育庁教育政策課

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

Tel：096(333)2699 Mail：kyouikuseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

☆本誌に対するご意見やご感想はお気軽にどうぞ☆